令和2年9月4日開催

第3回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

- ○事務局長(西 慎一郎) 皆さん、こんにちは。ただいま永井委員さんからちょっと遅れるということでお話をいただいておりまして、ほかの皆さんおそろいでございますので、それでは第3回農業委員会総会に当たりまして、今井会長より最初にご挨拶いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○会長(今井 隆) 委員の皆様、こんにちは。事前協議から中一日置いての総会ということで、農業 委員さんにはお忙しい中、またお暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。この間の 事前協議で、私、秋めいてまいりましたなんて話をしましたけれども、撤回します。非常に暑い。台 風の影響か何か分からないけれども、暑い日が続いていまして、また次の台風が九州のほうに来ると いうことで、そちらの方面の方々、農業関係の方々かなり心配していると思います。秋になれば台風 が毎年何号か来るので、大きな被害にならなければいいなと思っているわけでございます。

また、話変わりますけれども、榛名地区で盗難騒ぎということで、ブドウが盗まれて、昨日の新聞では今度梨が盗まれたということで、大分量も多く盗まれたということで、この間、皆さんも農業共済の飯塚所長からお話しされましたけれども、収入保険に入っていれば下りるのでしょうけれども、果樹共済では盗難はちょっと無理かななんて思うわけです。また、子牛や子豚ですか、盗まれて、あれは家畜共済では下りませんよね。下りないね。あれは病気とか出産で亡くなったとか、それだけだ。

- ○5番寺崎委員 子牛のやつの保険もあるのですけれども、それに入っていればあれですけれども。
- ○会長 子牛の保険に入っていればか。
- ○5番寺崎委員 和牛とかは子牛が高いので、体内にいる子供の保険も入れるのですよ。
- ○会長 子豚のほうは、飯塚君、あれはどういうふうになる。子豚盗まれたのは、あれは保険。
- ○16番飯塚委員 対象にならない。駄目ですね。
- ○会長 収入保険に入ればいいのだけれども、両方ダブって入っている人いないのだよね。そんなので 災難だなと思います。皆さんもくれぐれも気をつけていただきたいと思います。コロナ対策気をつけ ながら、また今日の総会、最後までよろしくお願い申し上げまして挨拶といたします。
- ○事務局長 ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行につきましても、今井会長にお世話になりたいと思いますので、よ ろしくお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第3回農業委員会総会開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。先ほど1名の委員さんちょっと遅れてくるということですけれども、出席ということですので、今日は全員の出席ということで過半数を超え

ておりますので、総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います。

まず初めに、皆様に議事録署名委員を指名してよいか伺います。

- ○全員 異議なし。
- 〇会長 分かりました。それでは、議席番号5番、寺崎正親委員並びに20番の清水悟委員の両名を指名 いたします。

また、書記の任命は、事務局の新井主事を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。 それでは、これより議事進行させていただきます。まず、議事に入る前に毎回申し上げております けれども、発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどお願いいたします。 それでは、議案第1号に入ります。

農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

議案書は3ページでございます。3ページ、1番からでございます。1番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は建売住宅用地でございまして、令和元年12月23日許可、高農委指令第1496号。変更の理由は、住宅を建てる計画がなくなったためとのことでございます。変更後につきましては、契約内容は売買、借家住まいをしているが、手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは変更後の5条許可申請が提出されておりまして、議案書24ページ、議案第4号ナンバー34が関連案件となっております。

2番 当初許可につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は園庭でございまして、平成30年11月22日許可、高農委指令第1495号。変更の理由につきましては、園庭として利用する計画がなくなったためとのことでございます。変更後の転用の目的は、学童保育所用地でございまして、認定こども園を営んでいるが、申請地に学童保育所を建築したいとの申請でございます。こちらの案件につきましては、計画変更後の4条許可申請が提出されておりまして、議案書12ページ、議案第3号ナンバー5が関連案件でございます。

3番 当初許可につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成29年10月23日許可、高農委指令第1355号。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は平成29年10月23日から令和2年10月22日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、パネルの枚数と架台支柱の本数を変更するためとのことでございます。変更後の内容につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立て

て営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間の一時転用の申請でございます。変更の理由といたしましては、営農型太陽光の更新に伴い、太陽光パネルの枚数と架台支柱の本数を変更したいとの申請でございます。なお、関連案件といたしまして、使用権設定の3条許可申請、議案書8ページ、議案第2号ナンバー7と太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の申請、議案書25ページ、議案第4号ナンバー37が提出されております。

4番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成29年10月23日許可、高農委指令第1358号でございました。こちら一時転用の案件でございまして、転用期間は平成29年10月23日から令和2年10月22日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、パネルの枚数と架台支柱の本数を変更するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間の一時転用の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして地上権設定の3条許可申請、議案書9ページ、議案第2号ナンバー9、計画変更後の5条許可申請、議案書25ページ、議案第4号ナンバー39が提出されております。本案件は、営農型太陽光の更新に伴い、太陽光パネルの枚数と架台支柱の本数を変更したいとの申請でございます。

1枚おめくりいただきまして、議案書5ページでございます。5番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成29年10月23日許可、高農委指令第1359号でございました。こちらは一時転用の案件でございまして、転用期間は平成29年10月23日から令和2年10月22日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、パネルの枚数と架台支柱の本数を変更するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間の一時転用の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が添付されておりまして、議案書26ページ、議案第4号ナンバー41が関連案件でございます。本案件は、営農型太陽光の更新に伴い、太陽光パネルの枚数と架台支柱の本数を変更したいとの申請でございます。

6番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成29年10月23日許可、高農委指令第1405号でございました。こちらは一時転用の案件でございまして、転用期間は平成29年10月23日から令和2年10月22日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、パネルの枚数と架台支柱の本数を変更するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年10月23日

から令和12年10月22日までの10年間の一時転用の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりまして、議案書28ページ、議案第4号ナンバー49が関連案件でございます。本案件は、営農型太陽光の更新に伴い、太陽光パネルの枚数と架台支柱の本数を変更したいとの申請でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は6件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局より計画変更の審査のほうの説明ございました。

それでは、これより審議に入りまして皆さんより質疑をお受けします。

これといって異議がなければ承認してよろしいでしょうか。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 分かりました。それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規 定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1は事前調査案件になっております。

それでは、事務局からナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

議案書7ページでございます。1番 売買でございます。譲受人は、法人の構成員として農業経営をしているが、個人で就農するため申請地を買い受けて耕作したい。

本案件は、先月の総会におきまして、営農を開始するに当たっての計画が整理されていなかったことから、保留にしていただいた案件でございます。このたび計画を整理しまして、書類の差し替えが済みましたので、再度ご審議いただきたいと存じます。

それでは、別添、農地法第3条ナンバー1審議資料を御覧いただきたいと存じます。

申請人は、現在68歳であり、高崎市以外の場所で法人の構成員として農業経営を行っておりましたが、今回の申請許可を受けましたら個人で農業経営を開始したいとの計画でございます。

それでは、1の就農の動機でございますが、申請人は、施設園芸47年の経験を持ち、準高冷地でのトマトの雨よけ栽培を確立した実績があるとのことでございまして、このたび榛名地域でのトマトのブランド化を目指し、知人2人と共に就農したいと考えたとのことでございます。

2の将来の構想としましては、農業経営を他産業並みの就業条件に改善することを目指し、経営規模の拡大、農業法人を設立し、農地所有適格法人として農業経営をしていくことを目標としていると 伺っております。 3の職歴及び農業経験ですが、高校卒業後、昭和45年に就農し、以降トマトをはじめ多種作物を栽培する中で、肥料に微生物を活用する農法など、独自の栽培技術を確立してきたとのことでございます。

4の農業経営の概要につきましては、目標年次5年後と設定されております。当初時は申請人と申請人の知人2人で作業を行い、目標時も同様と伺っております。農業従事日数については、当初時、目標時ともに、申請人が年間250日、ほかの2人がそれぞれ300日ずつを予定しております。当初経営面積ですが、61アールを取得し経営を開始しまして、5年後は100アールを耕作していく計画でございます。

1 枚おめくりいただきまして、作付作物につきましては、ハウストマト、露地ナス、キュウリを予定しておりまして、2年目以降につきましても同様でございます。

次に、作付計画でございますが、1月から3月に播種を行い、3月から4月に定植した後、順次追肥・消毒等行いまして、5月から12月にかけて収穫していく計画でございます。出荷計画につきましては、当初時は東京シティ青果、尾瀬市場で、箱売りではなく1個売りの価格で販売する予定とのことでございます。また、目標時には、それに加えて伊勢丹や学校給食にも出荷する計画と伺っております。

5の経営試算になりますが、当初時の粗収益は約1,900万円でございまして、5年後については約4,600万円の粗収益を目指すと伺っております。

1枚おめくりいただきまして、6の資金計画でございますが、運転資金は自己資金250万円と借入金100万円を土地購入費とビニールハウス建設費に充てまして経営を開始する計画でございます。また、生活費につきましては、家族の収入で賄うので問題ないとのことでございます。経営開始時の資本装備につきましては、建設予定のビニールハウスのほか、こちら記載はございませんが、耕運機など申請人が所有する農業機械を使用する予定と伺っております。

次の資料が5年間の詳細な営農計画となっておりますので、こちらは参考までに御覧いただけたら と思います。

また、本案件は、別添、農地法第3条調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当 しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことを報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○会長 事務局の説明が終わりまして、これから調査報告をお願いします。今回は、第2班の調査です ので、調査班長の大河原藤雄委員から報告をお願いします。
- ○13番大河原委員 事前調査報告第2班班長、大河原藤雄。農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 市外にお住まいとのことですが、なぜ高崎を選んだのですか。また、圃場まで通うのは大

変ではないですか。

回答 きっかけは、申請地の所有者が農地を誰かに譲りたいと言っていることを知人から紹介されたことです。これまで準高冷地での雨よけトマトの栽培の農法を確立してきたので、その経験を生かせると考えました。また、圃場までは40分ぐらいかかりますが、信号も少なく特に苦にはなりません。質問2 トマトはどのようなものを作付する計画ですか。また、トマトの出荷価格が高いと思いますが、過去にこのくらいの価格で実績があるのですか。

回答 大玉トマトもミニトマトも作りたいと考えています。トマトの出荷は、これまでも箱売りではなく1個の価格、またミニトマトであれば1パックの価格を基準にしてきたので、実際にはもっと高値で出荷していました。出荷先からも今までどおりの価格で引き取ると話を受けています。

質問3 農作業は全て3人で行うのですか。

回答ミニトマトは特に収穫が大変なので、収穫時期に臨時で人を増やす予定です。

質問4 法人化を目指すとのことですが、どのような計画ですか。

回答 まずは個人で農地を取得して、雨よけトマトのパイプハウスを建てます。売上げの主力はトマトなので、軌道に乗ったら、その収益を基にパイプハウスを増やす予定です。農業を他産業と遜色ない就業条件にしたいと思っているので、十分な資本金が集まったら法人化し、さらに経営規模を拡大していきたいと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんからご質問等お受けいたします。

この資金は、土地購入費とパイプハウス建てる購入費、このぐらいの金額で間に合う。

- ○事務局 土地購入費が100万円、ビニールハウスが250万円で建てる予定となっております。
- ○会長 どなたか詳しい人ちょっと。
- ○21番松田委員 私、トマトには詳しくないのですけれども、果物屋なので、この人、確かに吉岡で農業経験あると言っているのだけれども、それが事実かどうかもまだはっきりしていないし、もし農家として農地が取得したいのなら、1度借りて準高冷地雨よけトマト、あそこの上室田の辺ではまだ高冷地、倉渕といえば高冷地的なトマトになるかもしれないけれども、あそこは準高冷地とも言えないような普通の場所だと思うのですよ。あそこ農地買ってソーラーになるのではないかというような、うわさもあります。
- ○会長 ここは農地種別何になっている。
- ○事務局 農振農用地です。
- ○会長 農振農用地。農振農用地では、だから営農型だよね、もしするのなら。
- ○21番松田委員 それは置いといていいですけれども、もし本当に準高冷地のトマトというやつだった ら、場所を借りて、それで実績を見せて、この経歴には吉岡のほうでやっていた、8年やっていたと

かという、そういうのがあるけれども、やっぱりこの高崎の地でそれをしたいのだったら、それを見せてからでいいのではないかと思うのですけれども。

- ○会長 向こうでどれだけの経験や仕事をしてきた、そういうことは我々には分からないので。事務局 どうだろう。
- ○事務局 高崎地内で新規就農という扱いなのですけれども、実際、私どもも申請者が農業しているというところは目で見ているわけではないのですけれども、計画書にも吉岡町の農業委員会と、あと前橋ですね、前橋市内で借りてやっているという実績は、それぞれの農業委員会事務局のほうに確認はして、適正に耕作管理されていますよというところは、事務局として確認はしております。
- ○会長 事務局としては調べるところはそこまでで、それ以上の。
- ○事務局 あとは所有権、取得するのか借りるのかというところは、委員さんのおっしゃるとおり、まずは購入する前に借りるという考え方も分かるのですけれども、営農計画とか、ここでいう申請者のスケジュールですね、どうやって耕作、規模拡大をしていくとか、そこら辺も含めて考えた結果、購入するということになったと思うので、そのことを3条の許可要件と照らし合わせていく中で、そのことが不許可になるという根拠にはならないというか、何度も申請者は事務局にお見えになっていて、担当と何度も何度も話を聞いていく中で、やっぱり事務局のほうもまずは借りてはどうかという提案もしているのですよね。そこら辺を踏まえて、申請者は今回はこの土地については売買で購入すると。そういったところというか経緯が聞かれたので、事務局としてもそれを理由に駄目ですとはちょっと言えないところがあったので、今回こういった申請にはなっております。
- ○会長 地元、近い人の委員さんによく注視しておいて、石井委員かな、ここの場所結構荒れている。 しばらくもう耕作していないのか、ここは。
- ○19番石井委員 荒れています。
- ○会長 荒れている。
- ○17番加藤委員 確かに私も1班で話聞いたのですけれども、自信持ってやっているのは事実だったのですけれども。4番の農業経営をやる人の中で、農業従事者が転職をして農業やるという方がここに載っているのですけれども、明確に、300日やるというのですけれども、この人は地元の人なのですか。
- ○会長 こっちの今度買うところのその近くの人ではないのだよね、たしか。
- ○事務局 こちらは、お二人とも前橋市の方になっております。なので、申請人とその間といいますか、 の辺りの圃場になるのかなと思います。
- ○事務局 3条の案件だと、いつも皆様のほうに調査書という形で配付させていただいていて、農地法の3条の2項、それが許可要件、これを1つでもクリアできないと3条の申請に対して許可はできませんというところになっておりまして、今回はいろいろ聞き取りをしてきた中で3条のどこにも不該当、該当しないというところ、当てはまるという場所がないので、許可になるのかなというところで

す。

- ○会長 これさっき最終的には営農型で太陽光やるのではないのかと、そんな声が出たのだけれども、 そんなすぐ太陽光、購入してから、きちんと耕作していないと。営農型の申請はできないのかどうな のだ、あれは。
- ○事務局 通常ですと実績を上げてから、その営農状況を確認した上でシェアリングという話にはなる かと思うのですが、この案件について、その辺の話を特に具体的にしたことはないので、ちょっとこの案件については分からないのですけれども。
- ○会長 そんな話まではしないのは当然だけれども。
- ○事務局 一般的には営農条件を確認した上での申請になるのかと思います。
- ○会長 今事務局で断る理由というのはちょっとないというわけだから。地元の委員さんよく見てても らって、どんな状況か。
- ○21番松田委員 それで、こういう状況で農地取得して、今度今騒がれている6次産業の関係で、私は、では販売からあれをしたいのですということになると、国の制度資金を使えるわけですよね、この人。そうすると、この人もレストランを中華ダイニングで立ち上げて、そういった形で直接販売とか、そういった加工にも力を入れていくということも想定される。そういったことで今まで農家でなかった人が農地持った。次は、今度は農業者としてのあれで認められた。次の事業に6次産業に、では私もと手を挙げて農家やってくれることは非常にいいこと……
- ○会長 それだけ実績残せば6次産業化したって別に構わないのだけれども、取りあえず皆さんからい ろいろご意見出たけれども、様子見て、もしこれはどうもという場合には、また地元委員さんのほう からちょっと話ししてもらって。
- ○19番石井委員 分かりました。
- ○会長 そういうことでよろしいでしょうか。
- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、ナンバー1については許可とします。 それでは、続きまして一括審議に移ります。 それでは、事務局、説明お願いします。

○事務局

議案書は、引き続き7ページでございます。7ページの2番からでございます。2番 賃貸借でございます。譲受人は、農業経営拡大のため申請地を買り受けて耕作したい。

- 3番 売買でございます。譲受人は、農業経営の規模拡大を図るため、申請地を買い受けて耕作 したい。
 - 4番 売買でございます。譲受人は、所有農地に隣接する申請地を買い受けて耕作したい。
 - 5番 売買でございます。譲受人は、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したい。

6番 売買でございます。譲受人は、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したい。

7番 地上権の設定でございます。譲受人は、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したい。こちら一時転用の申請でございまして、設定期間につきましては令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書4ページ、議案第1号ナンバー3、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書25ページ、議案第4号ナンバー37が関連案件でございます。

1枚おめくりいただきまして、議案書は9ページでございます。8番でございますが、8番は申請人より取り下げたいとの申出があったため取下げでお願いいたします。取下げ理由につきましては、譲受人の経営農地の現地調査を行ったところ、農地法の手続を取っていない農業用の資材を保管するコンテナやパイプハウスが設置されておりました。申請人によりますと、今回の3条申請の前にまずそちらの転用手続を進めていきたいため、今月は取下げでお願いしたいとのことでございました。

続きまして、9番の説明に入らせていただきます。9番 地上権の設定でございます。譲受人は、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したい。なお、設定期間につきましては、令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました議案書4ページ、議案第1号ナンバー4の計画変更申請と、議案書25ページ、議案第4号ナンバー39の太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が関連案件でございます。

10番 売買でございます。譲受人は、小作地として借り受けて耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したい。

11番 贈与でございます。譲受人は、申請地を妹より譲り受けて耕作したい。

12番 地上権の設定でございます。譲受人は、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したい。なお、設定期間につきましては令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提示されておりまして、議案書28ページ、議案第4号ナンバー50が関連案件でございます。

13番 賃貸借でございます。譲受人は、農業経営の規模拡大を図るため、申請地を借り受けて耕作したい。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は、取下げ1件を除く11件でございます。なお、この11件につきましては、別添、農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、またはただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明が終わりました。

これ8番が取下げということで、保留なら皆さんにお伺いするわけですけれども、8番は取下げということで、これは除きますね。

それで、審議に入りますけれども、ナンバー5、ちょっと見てもらいたいのですけれども、井田裕委員に関係する案件になっております。ということで農業委員会等に関する法律第31条において、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とありますので、ナンバー5を最終の審議、質疑として、その際は井田裕委員に一時ご退出をお願いいたします。

それでは、ナンバー5を除いて質疑をお受けいたします。よろしいでしょうか。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、許可することにいたします。

それでは、ナンバー5の審議に入りますので、井田裕委員には一時ご退出のほどお願いします。 (12番井田委員 退席)

- ○会長 それでは、ナンバー5の審議に入ります。これといって手を挙げる人はいないですね。
- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、許可といたします。

それでは、入っていただいて。

(12番井田委員 着席)

○会長 それでは、続きまして議案第3号に入ります。

農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー2までは事前調査案件になっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

議案書は12ページでございます。12ページの1番でございます。1番でございますが、まず初めに 議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日、令和5年10月21日 を令和3年10月21日に訂正をお願いいたします。こちら先日の南部の事前協議におきまして、収量が 許可要件に達していないことから、今回につきましても3年の更新ではなく1年更新で、また来年の 営農状況を見て今後の更新の判断をしたらどうかという意見をいただきましたので、それを受けまし て申請人にその旨を伝えましたところ、転用期間を1年に訂正し審議していただきたいとの回答いた だきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

それでは、説明に入らさせていただきます。1番 営農型発電の一時転用期間が満了するため更新

したいという、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和2年10月22日から令和3年10月21日までの1年間でございます。

初めに、本申請地における今回の申請に至るまでの状況をご説明させていただきます。こちらは、 平成27年に営農型発電用地として初めて許可を受けた土地でございまして、当初はフキで営農を行う という計画でございましたが、3年間でフキがうまく根づかなかったため、おととしの更新に際しま して、作付作物を申請人の営農経験があるタマネギに変更いたしまして1年間での許可を受けまし た。しかしながら、昨年の更新申請時には、栽培しているタマネギの生育状況が芳しくなかったこと から、また1年後の営農状況を見て今後の更新の判断をしたらどうかということで、1年間での許可 を受けまして今回の更新申請に至りました。

それでは、別添の農地法第4条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。1枚目は位置図でございます。ホチキス留めされている箇所を右上にして御覧いただければと思います。図面中央の黒い丸印の箇所が申請地でございます。群馬県立公園「群馬の森」から東に約500メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面の向きが変わりまして、ホチキス留めされている箇所、左上にして御覧いただければと思います。大変見づらくて申し訳ございませんが、図面中央の申請地と黒く縁取られている印の先の黒く塗られた箇所が、今回の申請地でございます。申請地周辺の状況でございますが、特別養護老人ホームや住宅があり小集団の農地であることから、農地種別区分は第2種農地に該当すると思われます。

1 おめくりください。3 枚目が公図の写しでございます。図面の向きが再び変わりまして、ホチキス留めされているほうを右上にして御覧いただければと思います。図面中央の赤色で縁取られている筆が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北側が雑種地、東側が農地と雑種地、南側が農地、西側は公衆用道路にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、次の4枚目、5枚目が土地の利用計画図となっております。今回は 更新の申請となりますので、申請地には太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支 える架台の支柱の面積1.76平米が今回の一時転用の対象でございまして、計画発電量は49.14キロワ ットでございます。

1枚おめくりいただきまして、6枚目が太陽光パネルの立面図となっております。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2メートルで、このタイプの太陽光パネルが2.5メートル間隔で設置されております。

1 枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農計画書でございます。図面の向きが変わりまして、ホチキス留めされている箇所、左上にして御覧いただければと思います。下部の農地で栽培する作物につきましては、引き続きタマネギを計画しております。

次のページを御覧ください。年間の営農計画でございます。記載のとおり9月に播種を行いまして、記載にはございませんが、11月頃定植を行う計画です。その後、肥料を与え適宜除草を行いながら、翌年6月に収穫する計画となっております。2年目以降につきましても、同様に行う計画です。次に、利用する農業機械につきましては記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては20年、そのうち本申請地に作付のタマネギにつきましても同様の20年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、太陽光パネルの隙間3分の1の空間よりタマネギの生育に必要な太陽光が当たることから影響がないと思われると伺っております。支柱につきましては、最低地上高が2メートル、最高地上高が2.3メートル、間隔も2.5メートルあることから作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

下部の作物の平均的な単収でございますが、営農計画書に記載のとおりでございまして、こちらは 群馬県農政部より発行された資料を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すもの でございます。なお、収穫したタマネギはJAに出荷したとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、最後のページが現地の写真でございます。こちらは、今年の8月に撮影とのことでございます。タマネギ収穫前の写真は撮影されていないとのことでして、現在申請地は作付前のため除草管理がされた状態となっております。こちらは、参考までに御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○会長 続いて、大河原班長、報告をお願いいたします。
- ○13番大河原委員 事前調査報告、第2班班長、大河原藤雄。農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人と営農を主として行っている申請人の母親の計2名の出席でした。

質問1 昨年、営農型発電の更新に際し、作物をフキからタマネギに変更しましたが、昨年の更新 時のそのタマネギの営農状況が芳しくなかったため、再度1年後の状況を確認することになったと思 います。今回の収量はいかがでしたか。

回答 今回は、タマネギの品種を「濱の宝」という品種に変更したところ、収量は600キロで、昨年の約3倍の量を収穫することができました。

質問2 申請地を見たところ、隣地と比べて石が多く入っているように見受けられました。また、 栄養分が少ないので土地が痩せている印象でしたが、肥料は入れていますか。

回答 以前より申請地には石が入っており、トラクターを使用する際には石を除去したりしています。また、肥料に関しては、農協の人からアドバイスを受け堆肥を入れました。

質問3 粒の除草剤を使用すると作物が育たなくなってしまいますが、除草剤はどのようなものを

使っていますか。

回答 ホームセンターで購入した液体タイプの農業用除草剤を噴霧しています。

質問4 営農型発電のパネルの下以外のところでも営農は行っていますか。そちらの営農状況はいかがですか。

回答 営農型発電以外の農地では、タマネギとエダマメを栽培しています。パネル下で栽培したタマネギと比べると量も多く、大きいもの、2Lや3Lといった大きさのものも収穫できました。

質問5 パネル下でのタマネギ栽培は、露地栽培に比べるとどうしても日当たりが悪くなってしまいます。収量も昨年に比べ増えたということですが、地域の平均的な単収と比べると4割程度の収量で、許可要件の8割を満たしてはいない状況です。今後もタマネギ栽培を継続するようであれば、収量を8割に近づけるよう肥料や水管理など、もう少し栽培方法を検討した方がよいと思います。

回答はい、分かりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりましたので、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたします。

今回は「濱の宝」という品種、これわせだと言いましたか。

- ○事務局 そうですね。
- ○会長 わせとおくてというのはどちらが収量、こういう場所で取るにはどっちがいいかね。
- ○23番新井委員 とにかく日照が足りないということは、1日でも日照浴びたほうがいいということな ので、わせだとどうしても収量は上がらないのではないかと思います。太陽は当たるほどいいよ。
- ○会長 当たるほどいいのだよね。
- ○23番新井委員 通常で今10アール、よければ、私の話ししてはあれなのですけれども、8トンから10トンぐらい今年は取れています。もう99%が2L以上で、ほかでも2L、3Lと書いてありましたけれども、条件の悪い中で前回も、去年、私見に行ったときに、残っていたのがゴルフボールぐらいがちょこちょこ残っているのがあったので、だからせめてM玉ぐらいは最低していかないと、収量的には難しいのではないかなと思うのですけれども。
- ○会長 どっちにしろ、わせのほうが単価的に早く出したほうがいいというので、わせ植えるのだけれ ども。
- ○23番新井委員 いや、そんなに変わらないです。
- ○会長 変わらないか。
- ○23番新井委員 今年はわせのほうが安かった。
- ○会長 そうなの。では、おくてでも収穫できるようなもの植えてもらって。
- ○23番新井委員 そのほうがいいと思いますよ。

- ○会長 少しでも収量増やして、少しでも収益になればね。
- ○23番新井委員 いずれにしても、これから播種だと思うのです。だから、ちょっとその辺の品種もよく農協さんと相談して聞いてもらったほうがいいのではないかなと思います。
- ○会長 今そういう話が出たので、事務局、その辺のことをちょっと伝えてもらって、それでどっちに してもあれだけいろいろ意見が出たのだから、今回また1年更新ということで、本人もそれで理解し ているということなので。ではそういうことにしますか。では、そういうことで1年更新ということ で許可することといたしますけれども、よろしいでしょうか。
- ○全員 異議なし。
- ○会長 続きまして、ナンバー2に入ります。 それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案書は、引き続き12ページでございます。12ページ、2番でございます。2番 土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年9月23日から令和5年9月22日までの3年間でございます。

それでは、別添、農地法第4条許可申請ナンバー2審議資料を御覧いただきたいと存じます。1枚目は位置図でございます。図面を横向きにしていただきまして、ホチキス留めされたほうが北でございます。図面中央にございます赤い丸印の箇所が、申請地でございます。宮沢小学校から北東に約1キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。次の図面が案内図でございます。ホチキス留めされているほうが南でございます。図面中央の赤枠で赤く囲われた場所が申請地でございまして、申請地周辺には、南側に豚舎、東側には住宅がありますが、西側にかけまして農振農用地が広がっております。申請地につきましても農振農用地でございます。

次の図面でございますが、次の図面が公図の写しでございます。図面を縦にしていただきまして、ホチキス留めされているほうが北でございます。図面中央の赤色で縁取られている筆が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北側は畑、西側が墓地、東側は畑、南側は公道となっております。

1枚おめくりください。次が太陽光パネルの配置図でございます。図面向き、横にしていただきまして、ホチキス留めされているほうが北側でございます。配置するパネルの枚数は150枚でございまして、架台支柱の本数は48本でございます。支柱と支柱の間隔は1.5メートルから3.1メートルでございます。支柱部分の面積は1.50平米でございまして、申請地面積900平米のうち支柱部分にかかる面積1.50平米が、一時転用の許可申請となります。

1枚おめくりください。次の図面がパネルの立面図でございます。営農型発電用のパネルになりま

すので、地上高約2.0メートル、最大で約3.4メートルの高さになります。

資料1枚おめくりください。こちらのページ以降が営農型発電設備の下部の農地における営農計画書でございます。営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要ですが、パネル下部の面積は281.05平米でございます。営農型発電設備を計画している農地の営農計画ですが、下部の農地に作付する作物はアスパラガスでございます。面積は281.05平米でございまして、2年目以降も同様の内容でございます。

1 枚おめくりいただきまして、次に年間の営農計画でございます。記載にありますとおり、1 年目に土づくりと植付けを行いまして、2 年目以降は春に追肥、5 月から6 月にかけて収穫、6 月に追肥を行い、収穫後には7 月に敷きわらを敷きまして、10月から12月に枯れ葉の刈取りを行う計画となっております。

次に、利用する農業機械ですが、自己所有のトラクター1台と軽トラックを使用するとのことでございます。農作業に従事する者の農作業経験につきましては、農作業歴3年でございまして、そのうちアスパラガスにつきましては6か月の作業歴がございます。

発電設備による営農への影響の見込みとして、生産に適した日照量の確保でございますが、アスパラガスは半陰性植物であり耐陰性に強く、申請地の遮光率は31.23%であることから、植物の生育には支障がなく太陽光パネルの下部には適していると思われます。効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高2.0メートル、最高地上高3.4メートル、支柱と支柱の間隔は1.5メートルから3.1メートルとなっておりまして、作業を効率的に行う上で必要となる空間の確保についても十分に確保しているとのことでございます。下部の農地の単収につきましては、地域の平均的な単収が10アール当たり290キログラムに対しまして、単収見込みは235キログラムと見込みを算出しており、単収の増減見込みが81%とのことでございますので、許可要件である8割を満たしているものと考えられます。

1枚おめくりいただきまして、こちらは申請人が十文字町の別の圃場におきまして行っているアスパラガスの作付状況、それから生育状況となっております。撮影日は、2020年5月から7月にかけてのものでございます。こちらは、参考までに御覧いただけたらと思います。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○会長 それでは、続きまして調査班長、報告お願いします。
- ○13番大河原委員 事前調査報告、第2班班長、大河原藤雄。農地法第4条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は営農者である申請人と代理人2名の計3名の出席でした。

質問1 作付作物にアスパラガスを選んだ理由を教えてください。

回答 アスパラガスは、病気に弱く雨よけ栽培が適しているため、太陽光パネルがちょうどよい雨

よけになると考えました。また、アスパラガスは半陰性であり、半日陰でも生育に影響がないため選 定しました。

質問2 栽培指導は受けていますか。また、太陽光パネル下での遮光率は問題ないですか。

回答 ビニールハウスでアスパラガスを栽培している農家から指導を受けています。指導者の話では、アスパラガスは根を育てる作物なので、ある程度の光があれば生育に問題はないと伺っています。

質問3 アスパラガスの栽培には堆肥と石灰が必要ですが、供給してくれるところはありますか。 回答 堆肥については、圃場近くに畜舎があるので、分けてもらえるようお願いしようと考えてい ます。石灰については、量販店から購入する予定です。

質問4 出荷先はどこを考えていますか。

回答 飲食店に直接販売することを考えています。今までの仕事の関係で飲食店と付き合いがあ り、農業を始めたと話をするとぜひ買い取りたいと言っていただきました。

質問5 大八木町の自宅から圃場まで通うのは大変ではないですか。

回答 実家が圃場の近くにあり、現在は空き家になっていますが、農繁期は実家から通う予定です。

質問 6 太陽光パネルは最終的に撤去していただくようになりますが、保険等の加入も強制ではないので、最後まで責任を持って処理を行っていただくようお願いいたします。

回答はい、分かりました。

以上の質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより皆さんより質疑をお受けいたします。

このアスパラガスもいろいろ委員さんからお話がございまして、どうかななんて、そんな話も出ま したけれども、ここは黒土取った跡だ、そうだろう。これは違うのか。

- ○事務局 ここは黒土ではないです。写真の農地がその該当地。
- ○会長 こっちが、写真のところが黒土取った跡ね。それで赤土みたいになっているのだ。アスパラも 結構肥料が必要だということをこの間委員の方からお話を聞きまして、どうでしょうか。 異議がなけ れば許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。
- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、残りの議案一括審議入ります。 それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案書は引き続き12ページでございます。12ページ、3番からでございます。3番 借家住まいを しているが手狭なため、申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、畑2.73平 米と一体利用の計画でございます。また、関連案件といたしまして、議案書18ページ、議案第4号ナ ンバー9の5条許可申請が関連案件でございます。なお、こちらの一体利用地の畑2.73平米につきましては、関連案件であります5条許可申請の申請地でございまして、他の申請地と一体で宅地開発するものでございます。

4番 アパートとして入居の需要が見込まれる申請地に長屋建て住宅を建築したいという、長屋建 て住宅2棟の申請でございます。

5番 認定こども園を営んでいるが、申請地に学童保育所を建築したいという学童保育所の申請でございまして、雑種地614平米と一体利用の計画でございます。こちら関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書3ページ、議案第1号ナンバー2が関連案件でございます。

1枚おめくりいただきまして、議案書13ページでございます。6番 障害者の福祉サービス業を営んでいるが、障害者が利用する多機能事業所を建築したいという福祉施設の申請でございます。

続きまして、7番でございますが、7番、説明の前に追記をお願いいたします。申請の理由欄に始 末書添付と追記をお願いいたします。追記の理由につきましては、現地調査を行ったところ、申請地 を事前着工し、駐車場として造成してしまっていたため始末書の添付となりました。

それでは、説明に入らせていただきます。7番 高齢のため管理が困難となっている申請地を、近 隣住民に露天駐車場として貸し付けたいという貸し露天駐車場の申請でございます。なお、既に造成 してしまっていたため始末書が添付されております。

続きまして、8番の説明の前に追記をお願いいたします。申請の理由欄に始末書添付と追記をお願いいたします。追記の理由につきましては、現地調査を行ったところ、申請地の一部を駐車場として使用していたため始末書の添付となりました。

それでは、説明に入らさせていただきます。8番 事業の規模拡大に伴い申請地に農産物加工所を 建築したいという農業用施設の申請でございます。なお、既に申請地の一部を駐車場として使用して いたため始末書が添付されております。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件につきましては6件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等お受けします。皆さんのほうからご質問等なければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 では、許可相当とすることといたします。

それでは、ここで一旦小休止しましょう。

休憩

○会長 それでは、再開いたします。

続きまして、議案第4号に入ります。

農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、 もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議 を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

議案書は15ページございます。15ページ、1番からでございます。1番 売買でございます。借 家住まいをしているが、手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請で ございます。

続きまして、2番でございますが、2番は申請地が多いため、次の16ページから17ページにわたり 掲載させていただいております。

- 2番 賃貸借でございます。高圧電線の張り替え工事に伴い、作業場として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年10月1日から令和3年6月30日までの8か月間でございます。
- 3番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地218.30平米と一体利用の計画でございます。
- 4番 売買でございます。実家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 5番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 6番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 7番 売買でございます。借家住まいをしているが、手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 8番 贈与でございます。実家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を親戚より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 9番 使用貸借でございます。借家住まいをしているが、手狭なため共有で所有する申請地に住宅 を建築したいという一般住宅の申請でございまして、畑267平米と一体利用の計画でございます。ま

た、関連案件といたしましては、議案書12ページ、議案第3号ナンバー3の4条許可申請が関連案件となっております。なお、一体利用地の畑267平米につきましては、さきにご審議いただきました関連案件の申請地でございまして、本申請と同時に許可をいただいて宅地開発するものでございます。

1 枚おめくりください。議案書19ページでございます。10番 使用貸借でございます。イチゴの生産、販売を行っているが、事業拡大に伴い、申請地を父より借り受けて農産物加工所を建築したいという農業用施設用地の申請でございます。

11番 売買でございます。新築予定の住宅敷地が狭く、近接する申請地を買い受けて駐車場として 使用したいという露天駐車場の申請でございます。

12番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 使用貸借でございます。借家住まいをしているが、手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

1 枚おめくりいただきまして、議案書21ページでございます。20番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 賃貸借でございます。医療施設の充実を図るため既存施設に隣接する申請地を借り受けて病院敷地を拡張したいという病院用地の申請でございまして、宅地4,257.98平米、雑種地455平米と一体利用の計画でございます。

22番 売買でございます。借家住まいをしているが、手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 売買でございます。建設業を営んでいるが、資材置場が不足しているため申請地を買い受け

て使用したいという露天資材置場及び車両置場の申請でございます。

24番 売買でございます。妻の実家で暮らしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて 住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 使用貸借でございます。児童発達支援センターを開設するに当たり、施設への通路用地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという社会福祉施設用地の申請でして、宅地1,579.85平米、山林7.69平米と一体利用の申請でございます。

26番 売買でございます。借家住まいをしているが、手狭なため申請地を買い受けて居宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 賃貸借でございます。建設業を営んでいるが、資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

1枚おめくりいただきまして、議案書23ページでございます。28番 売買でございます。借家住まいをしているが、手狭なため申請地を買い受けて居宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 使用貸借でございます。実家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

31番 売買でございます。実家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番 売買でございます。借家住まいをしているが、手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 賃貸借でございます。運送業を営んでいるが、従業員用の駐車場が不足しているため申請地 を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

34番 売買でございます。借家住まいをしているが、手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が関連案件でございます。

35番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

36番 売買でございます。事業拡大に伴い駐車場が不足するため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

1枚おめくりいただきまして、議案書25ページでございます。37番 賃貸借でございます。営農型 発電の一時転用期間が満了するため更新したいという、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備 設置用地の申請でございます。こちら太陽光発電設備の支柱部分の一時転用でございまして、転用期間は令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間の申請でございます。関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案等4ページ、議案第1号ナンバー3、地上権設定の3条許可申請、請議案書8ページ、議案第2号ナンバー7が関連案件でございます。

38番 売買でございます。申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光 発電設備設置用地の申請でございます。こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専 用地域でございます。

39番 賃貸借でございます。営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました計画変更申請である議案書4ページ、議案第1号ナンバー4と地上権設定の3条許可申請である議案書9ページ、議案第2号ナンバー9が関連案件でございます。

40番 使用貸借でございます。借家住まいをしているが、手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 賃貸借でございます。営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました計画変更申請である議案書5ページ、議案第1号ナンバー5が関連案件でございます。

42番 売買でございます。不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売住宅用地としたいという建売分譲住宅の申請でございます。

43番 売買でございます。派遣業を営んでおり、隣接する工場に勤務する研修生向けの社員寮として申請地を買い受けて使用したいという社員寮の申請でございます。

1 枚おめくりいただきまして、議案書は27ページでございます。44番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 売買でございます。現在息子と同居しているが、手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築 したいという一般住宅の申請でございます。

46番 売買でございます。借家住まいをしているが、手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築 したいという一般住宅の申請でございまして、次の47番が一体利用の関連案件でございます。

47番 使用貸借でございます。借家住まいをしているが、手狭なため申請地を祖母より借り受けて 住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、さきの46番が一体利用の関連案件でござい ます。

48番 使用貸借でございます。借家住まいをしているが、手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 賃貸借でございます。営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました計画変更申請である議案書5ページ、議案第1号ナンバー6が関連案件でございます。

50番 賃貸借でございます。営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年10月23日から令和12年10月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書10ページ、議案第2号ナンバー12が関連案件でございます。

1 枚おめくりいただきまして、議案書29ページでございます。51番 売買でございます。申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

52番 売買でございます。申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、非農地判定済みの畑1,942平米、山林1,135平米と一体利用の計画でございます。

53番 売買でございます。申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発 電設備設置用地の申請でございます。

54番 売買でございます。申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光 発電設備設置用地の申請でございます。

55番 売買でございます。申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

56番 売買でございます。申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら用途指定がございまして第1種中高層住居専用地域でございます。

57番 売買でございます。自動車部品製造業を営んでいるが、事業拡大のため本社に隣接する申請 地を買い受けて工場及び倉庫を建築したいという工場及び倉庫用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請は57件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局より説明、ナンバー1から57、一気に読み上げていただきました。この中に、ナンバー 8見てもらえますか。私の関係する案件でございまして、そういうことで皆さんご承知のとおり、ナ ンバー8は最終の一番最後に審議してもらいます。そのとき、私、外へ退出していますから、しばらく。十分審議をしていただきたいと思います。

それでは、皆さんから質疑をお受けいたします。数が多いので、異議がなければナンバー52見てもらえますか。3,000平米以上ということで農業委員会ネットワーク機構により意見徴取をしているのですね、3,000平米以上、ということで、まず初めに皆さんに聞きます。許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見徴取してもよいか伺います。よろしいでしょうか。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 では、許可相当として意見徴取することにいたします。

それでは、その52番除いて、そのほかの案件について許可相当としてよろしいか。皆さんに伺うわけですけれども、これもよろしいでしょうか。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、先ほど話ししたとおり、ナンバー8について審議に入りますので、これより議事進行を塚越職務代理にお願いしまして、私、一時退出しております。

それでは、職務代理、よろしくお願いします。

(7番今井委員 退席)

- ○会長職務代理者(塚越 勤) それでは、引き続いて進行させていただきます。ナンバー8は、会長 の案件ですので今退席していただきましたので、質疑をお受けしたいと思います。
- ○全員 異議なし。
- ○会長職務代理者 異議なしという声がありましたので、許可相当とすることにいたしますので、よろ しいですか。
- ○全員 はい。
- ○会長職務代理者 それでは、許可相当といたします。

それでは、今井会長、入室お願いします。

(7番今井委員 着席)

○会長 それでは、議案第5号に移ります。

令和2年度農地等利用最適化推進施策に関する意見についてということで、令和2年度の農地等利用最適化推進施策に関する意見について、次のとおり実施したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 令和2年度農地等利用最適化推進施策に関する意見について。

議案書は32ページでございます。令和2年度農地等利用最適化推進施策に関する意見についてご説明いたします。

1番の概要です。本意見の提出につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項、農業委

員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、必要があると認められるときは、関係 行政機関または地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善意見を提出しなければならな いと規定されており、こちらに基づきまして農業委員会の意見を本市農政部に対して提出するもので ございます。

次に、2番の今後のスケジュールから4番の提出先まで続けてご説明いたします。

本日の総会で意見の募集を行うか否かについてご審議いただき、ご承認いただければ、次回10月の 事前協議で農業委員及び推進委員へ意見募集のご依頼をさせていただきます。その後、皆様からの意 見を1か月後の11月の事前協議までにご提出いただき、取りまとめまして、来年1月の総会にて最終 決定をいただいた後、本市農政部へ提出する予定となっております。

なお、意見の集約につきましては、農業会議所からの意見も考慮しながら最終的に農業委員会の意 見として提出する予定でございます。

最後に、一番下の米印を御覧ください。本意見は、農地等の利用の最適化の推進に関することになりまして、具体的にはそちらにお示ししました①番、担い手への農地利用の集積・集約化、②番、耕作放棄地の発生防止・解消、③番、新規参入の促進、この3項目に関連した意見となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局から説明ございました。

このようなスケジュールで進めていくということで話があったのですけれども、このような予定で 進めてもよろしいでしょうか。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 異議がなければ決定することといたします。

それでは、報告事項に行きます。

それでは、1号から4号まで、事務局、係長お願いします。

○事務局

議案書33ページを御覧ください。報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出。

1番 転用目的は貸し露天駐車場、用途指定区分は第2種中高層住居専用地域、ほか4件、合計5 件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

続きまして、議案書34ページから38ページでございます。報告第2号 農地法第5条の規定による 転用届出。

1番 契約の内容は売買、転用目的は露天資材置場、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか28件、合計29件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

続きまして、議案書39ページから40ページでございます。報告第3号 農地法第18条の規定による 通知。 1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか9件、合計10件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

続きまして、議案書41ページから44ページでございます。報告第4号 農地法第4条及び第5条の 規定による転用許可専決処分事案。

初めに、1番につきましては、7月の総会において許可相当としていただいた案件になりますが、 開発許可の遅れから許可日がずれ込みましたが、令和2年8月17日付許可で調整されましたことをご 報告申し上げます。

2番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。 また、51番については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果異議なしとの回答を いただきました。

4条が7件、5条が45件、合計52件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和2年8月24日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 それでは、続いてその他ということで事務局から何かあるようでしたら。この後、運営委員会 やって、その後、年金推進委員、そういう予定になっております。

それでは、皆さんから質問ないですね。

- ○全員 はい。
 - ◎閉会の宣告
- ○会長 それでは、以上で第3回農業委員会総会を終了といたします。

午後 3時40分 閉会